

〇〇ビル消防計画

令和〇年 〇月 〇日作成

1 目的

この計画は、管理権原の及ぶ範囲における防火管理についての必要事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし守らなければならない。

管理権原の及ぶ範囲は、共用 部分とする。

2 管理権原者の責務

- (1) 管理権原の及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (3) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

↓統括防火管理者が必要な場合

- ☆(4) 統括防火管理者が作成する全体についての消防計画とこの消防計画は適合する内容にする。

3 防火管理者の業務

防火管理者は、次の業務を行う。

業 務	内 容
点検・監督業務	① 火災予防上の自主検査・点検の実施及び監督 建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）の検査・点検と、不備欠陥箇所のある場合の改修 ② 地震による被害の軽減のための自主点検・検査の実施又は改修 ③ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督 ④ 火気の使用、取扱いの指導、監督
教育・訓練業務	① 従業員に対する防火の教育の実施 ② 消火、通報、避難誘導などの訓練の実施及び結果の検討 ③ 放火防止対策の推進
管理業務	① 収容人員の管理 ② 消防機関への届出及び連絡等 ③ 家具、じゅう器等の転倒・落下・移動防止措置
点検立会業務	① 消防用設備等の法定点検・整備の立会い又は立会いの指示 ② 建物等の定期検査の立会い又は立会いの指示 ③ 改装工事などの立会い又は立会いの指示と安全対策の樹立 ④ 防火対象物の法定点検の立会い又は立会いの指示
管理権原者への提案・報告業務	① 防火管理業務を遂行する上での提案 ② 点検・検査の結果についての報告
その他防火管理上必要な業務	☆防火管理上必要な事項を統括防火管理者へ報告 ↑統括防火管理者が必要な場合

4 予防のための点検・検査

(1) 自主的に行う検査

検査内容	検査実施者 (検査を行う人)	実施内容	頻度 (いつやるか)
日常の出火防止及び避難安全等の確認	〇〇 〇〇 例) 巡回者	別表1のとおり	毎週金曜日の建物巡回時 例) 建物巡回時
定期的な建物及び消防用設備等の確認	防火管理者	別表2、別表3のとおり	〇月頃と〇月頃 ※年2回以上実施

(2) 法定点検

各種法定点検は、法令に規定される期限内に報告できるよう計画的に実施する。

種別	該当するものに○	実施時期	備考
防火対象物点検報告	【該当】・【非該当】	10月	テナントと合同で実施
消防用設備等点検報告	【該当】・【非該当】 ※設置されている設備に○ 消火器・屋内消火栓・避難器具 誘導灯・自動火災報知設備 その他(非常ベル)	5月 11月	

5 工事中の安全対策

事業所の入退去に伴う間仕切り変更や模様替えなどの工事を行う場合は、必要に応じて報告を求め、工事人に対し火気管理等の安全対策を徹底させる。

また、消防用設備等の機能の停止又は機能に著しく影響を及ぼす工事を行う場合は、所轄消防署に工事中の消防計画を届け出る。

6 防火教育の実施時期等

防火教育は、自主点検実施者や巡回実施者など、教育の対象となる者の特性等を踏まえ、防火管理者が実施担当者、実施時期を判断し消防計画の内容や、火災予防に関する知識等について教育を実施する。

7 訓練

(1) 訓練の実施時期等は次表のとおりとする。

訓練種別 (該当の種別に○)	実施時期	備考 (実施方法・内容)
総合訓練・部分訓練・その他	6月	テナントと合同で実施
総合訓練・部分訓練・その他	11月	テナントと合同で実施

特定用途の建物は年2回以上になるよう記入

(2) 総合訓練は入居事業所と努めて合同で実施する。

(3) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ「自衛消防訓練通知書」を所轄消防署へ提出する。

(4) 「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録して以後の訓練に反映させるものとし、訓練を行った日から3年間保管する。

8 震災対策

管理権原者等は、震災に備えて、次の項目について計画を行う。

(1) 震災に備えての事前計画

- ア 危険物等の転倒・落下により漏洩・流出が起これないようにする。
- イ 消火器の準備をする。
- ウ 建物の避難経路を確認する。
- エ 防災についての教育・訓練を行う。
- オ 周辺地域の事業所、住民との連携・協力体制について確認する。

(2) 震災時の活動計画

- ア 被害状況を確認する。
- イ 初期消火・救助・救護活動等の情報収集について確認する。
- ウ 周辺地域の事業所、住民と協力し活動する。

(3) 施設再開までの復旧計画

- ア ライフライン等が途絶した時の対策を確認する。
- イ ライフライン復旧時の二次災害の発生防止のための措置を行う。
- ウ 被害状況の把握方法等について確認する。
- エ 復旧作業等の実施方法について確認する。

9 大規模テロ等に伴う災害対策

- (1) マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期に点検を行う。
- (2) 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。
- (3) 行政機関からの指示等は、確実に収集できる体制をとり、指示等があった場合は、在館者に確実に伝達する。
- (4) 巡回等で建物にいる場合は、原則として屋内にとどまる。

10 自衛消防隊の編成について

建物所有者等が巡回時などで建物にいる場合は、入居事業所の従業員等とともに通報・初期消火・避難誘導を協力して実施する。

建物に不在の場合は事業所で編成している自衛消防隊により活動を行うよう協議し、災害発生時は建物所有者等への報告を実施させる。

11 その他防火管理上必要な事項

緊急連絡先（休日、夜間等の連絡先） 〇〇 〇〇 : TEL 〇〇 (△△△△) ××××

別表 1

自主検査チェック表（火気・閉鎖障害定期）

月分

検査実施者：巡回者 ○○ ○○

担当区域：共用部

例) 巡回者 ○○ ○○ 役職名のみ可

例) ○○ (階数、事業所名等)

検 査 項 目						
日	電気・コンセント	喫煙管理	放火防止	避難障害	閉鎖障害	操作障害
	電気 例) 電気器具の配線 劣化・損傷	吸殻の処理 例) 吸殻の処理	施錠 例) 倉庫等の施錠 可燃物の放置等	階段 例) 廊下・避難通路 階段等	防火戸 例) 防火戸 防火シャッター	消火器 例) 消火器・自動火災 報知設備
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
(備考) 1. 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。 2. 実施（該当）しない項目は斜線とする。 (凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修					防火管理者 確認欄	

別表 2

自主検査チェック表（建物定期）

実施項目及び確認箇所		
建 物 構 造	(1)	基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。
	(2)	柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。
	(3)	天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。
	(4)	窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。
	(5)	外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。
	(6)	屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。
	(7)	手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。
防 火 上 の 構 造	(1)	外壁の構造等 外壁の耐火構造等に損傷はないか。
	(2)	防火区画等 ① 防火区画等の壁、天井等に破損がないか。
		① 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。
		③ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。
		④ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。
		⑤ 防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。
		⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。
避 難 施 設 等	(1)	廊下・避難通路 ① 有効幅員が確保されているか。
		② 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。
		③ 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等が生じていないか。
	(2)	階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。
		② 階段に敷物の類は敷かれていないか。（面積が2㎡以下のもの、防災性能を有するものを除く。）
		③ 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。
		④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。
	(3)	避難口・主たる通路に設ける戸 ① 次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸であるか。（劇場等以外で支障のないものは内開き可能） ア 屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口 イ 避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口 ウ 非常の際避難専用とするために設けた出入口
		② ①の戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。
		③ ①の戸の開閉に支障となる障害物がないか。
(4)	消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	

別表 3

自主点検チェック表（消防用設備等定期）

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例. 物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (1) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備考		
検査実施者氏名		防火管理者確認欄

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

実施(該当)しない設備や確認箇所は斜線とする。

(点検結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

所有者用消防計画

第1 作成上の留意事項

1 作成例の活用対象

所有者用消防計画の作成例は、作成基準に基づき、自らの事業所を持たない建物所有者を対象に作成されている。

2 記入上の注意事項

- (1) 消防計画の各項目は、作成例の「解説（作成時の留意事項）」を参照して作成する。
- (2) 作成例は、該当する用途の一般的な形態を想定した、基本的な消防計画の作成例である。そのため、一律に書き表せない部分があるので、建物構造、設備等の設置状況の実態とその特異性を加味し、本作成例を一つの目安として作成する。別表、別記等も作成例を参考として、建物個々の実態に合うように作成する。なお、加筆する場合は、当該建物の実態を踏まえて、各項目の余白等にかき加える。
- (3) 作成例に示す別表のほか、東京消防庁ホームページに掲載されているオプション資料の中から必要に応じ、消防計画に内容を盛り込む。

1、2 目的及び管理権原者の責務

ポイント

管理権原者及び防火管理者のほか、当該建物の所有者等が、この消防計画を守ることを定めておく必要がある。

- (1) 消防計画を適用する者を明確にして、管理権原者及び防火管理者のほか、当該建物の所有者等に適用するように定める。
- (2) 管理権原の及ぶ業務の範囲及び場所的範囲（エリア）を明確にし、該当する業務については、この計画上で漏れのないように定める。
- (3) 管理権原が分かれている防火対象物については、当該権原の及ぶ範囲を文章又は平面図等により図示する等して明確にする必要があり、例示を参考にして記入する。
- (4) 管理権原者は、防火管理業務において、防火管理者が行う全ての業務又は一部の業務を第三者へ委託している場合においても、法令上の責任を免れるものではないため、委託する業務の範囲、方法を明確にし、適切に業務が推進されるように委託業務管理を行うことが必要であり、一部委託する場合は防火・防災管理業務の一部委託状況表を作成し、添付する。
- (5) 受託者が防火管理業務の実施部門に位置づけられ、所有者側が実施する防火管理業務と混在することから、管理権原者は受託業者との契約範囲の再確認及び契約範囲の漏れを防止し、受託者の業務を明確にするため、防火・防災管理業務一部委託契約書等の内容チェック表（管理権原者の自己チェック表）を活用して確認し、添付する。
- (6) 統括防火管理に該当する場合は、全体についての消防計画との整合性を図る。

3 防火管理者の業務

防火管理者が行う防火管理業務について定めておく。

(1) 点検・監督業務

- ア 火災予防又は地震による被害軽減のための建物構造、防火上の構造等、避難施設、消防用設備等、電気設備、その他防災設備、危険物施設、火気設備・器具の自主点検・検査の実施並びに監督の業務
- イ 点検・検査において不備欠陥箇所のある場合の改修を図る業務
- ウ 防火担当責任者や火元責任者など防火・防災管理業務に従事する者に対し、必要な指示を与え、適正に監督する等の指導及び監督の業務
- エ 火気を使用する際の取扱いに関する指導及び監督の業務

(2) 教育・訓練業務

- ア 防火管理者がリーダーとなって、従業員等に対する防火・防災教育を実施する業務
- イ 訓練計画に基づき、定期的な自衛消防訓練を実施し、中心となってその結果を検討する業務
- ウ 地震による被害を想定し、その被害想定を踏まえた避難の訓練の実施及び検証、消防計画の見直し等の訓練結果を反映する業務
- エ 放火防止対策を定め、その推進を図る業務

(3) 管理業務

- ア 一時的に多数の者が出入りした場合等、災害時に混乱等を招かないために収容人員を適正に管理する業務
- イ 適正な時期に消防機関へ各種届出や連絡等を実施する業務

ウ 各種点検に併せて、家具、じゅう器等の転倒、落下、移動の防止措置を行う業務

(4) 点検立会業務

ア 法定点検、検査等への立会い又は自ら立会いできない場合の立会いの指示をする業務

イ 工事中の安全対策を樹立し、出火防止の徹底を図るとともに、溶接・溶断などの火気が使用され、火災危険の高い改装、模様替え等の工事場所で立ち会い、確認する業務

(5) 管理権原者への提案・報告業務

管理権原者に対して、従業員等に配布する防災パンフレットの作成などの企画について提案を行う不備欠陥箇所や自主検査チェック表の結果などについての報告をする業務

(6) その他防火管理上必要な業務

☆ 建物の用途を変更するとき、消防用設備等を設置・変更するとき、建物を改修するときは、あらかじめ統括防火管理者に報告し、また、統括防火管理者から指示命令された事項についてもその都度報告をするなど、全体についての消防計画で定められている統括防火管理者への報告業務

4 火災予防のための点検・検査

ポイント

出火防止・避難安全等の確認項目並びに消防用設備等、防火設備、火気設備・器具などの法定点検及び自主的な点検・検査の項目を定める。

- (1) 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者等が行う日常の任務について分担し、確実に行わせる必要がある。
- (2) 巡回時等を捉え、電気関係等の項目について点検するものである。別表の項目等を定めて記入し、この表を活用して実施する必要がある。
- (3) 避難口・階段の避難障害、防火戸・防火シャッターの閉鎖障害等について、巡回時等、実施する頻度を決め、この表を活用して点検する必要がある。
- (4) 防火対象物点検が該当する場合は、点検の実施から点検結果報告書の届出までに一定の期間を要することを考慮して、計画的に行う。
- (5) 消火器等、テナントの責任で法定点検・報告を行わなければならない場合があるため、注意する必要がある。
- (6) 消防用設備等の維持管理を全て建物所有者側で実施しているときは、消防用設備等の法定点検は建物所有者側の責任で実施する旨を4、(2)の備考欄に記入する。
- (7) 防火管理者が立会いできない場合は立会者を指定し、立ち合う場合と同様に不備事項を確認する。
- (8) 防火管理者は、自主検査・点検及び法定点検の結果をその都度確認し、記録を管理する。

5 工事中の安全対策

- (1) 消防用設備等の改修工事、用途変更及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、法令適合の状況確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全をチェックすることを目的とした防火安全確認業務を行う必要がある。
- (2) 工事の際は、工事の規模にかかわらず事前に防火安全対策を樹立し、管理権原者は次に掲げる事項の工事を行う場合に、「工事中の消防計画」を消防機関に届け出る。
 - ア 増築等で建基法第7条の6又は同法第18条第24項に基づき、特定行政庁等に仮使用の申請がなされたもの。
 - イ 消防用設備等の増設等の工事に伴い、当該設備の機能を停止させるとき、又は機能に著しく影響

を及ぼすもの。

- (3) 工事人に対して、溶接・溶断等の際の出火防止対策や消火器等の準備、指定された場所以外での喫煙や裸火の使用等の禁止、危険物等の使用の際の承認の申出、放火防止対策等、防火管理に必要な事項について遵守させる。
- (4) 工事中の火気管理は、作業場ごとに責任者を指定して行う。
- (5) 防火管理者は、工事人等に対する火気管理等の指導を行うとともに、工事・催物等の計画内容や現場の確認を行い、法令適合や火気管理等の防火上の確認を行うとともに、必要な届出を行う（工事中の消防計画以外に工事に伴う届出として、条例第 56 条に基づく防火対象物工事等計画届出、条例第 56 条の 2 に基づく防火対象物使用開始届等がある）。

6 防火教育の実施時期等

ポイント

防火管理業務に従事する者に対し、消防計画の周知、業務の効果的な推進を図るための方策及び業務に必要な知識等について徹底し、従業員等に対しては適時適切な防火・防災教育を実施する必要がある。

- (1) 防火・防災教育は、防火管理者自ら又は教育実施対象者に関わりの深い責任者を指定して行う。
- (2) 実施の際は項目ごとに指導し、次のような確認表を活用して効果を確認することも必要である。

防火・防災教育効果確認表（例）

確認日	年 月 日 ~ 年 月 日
実施者	職 氏名
対象者	氏名
確認事項	
1	あなたの持ち場近くの消火器（2 箇所）を覚えていますか。
2	消火器を使えますか。
3	火災時の通報先と通報電話番号を覚えていますか。
4	緊急時に使われる暗号放送の意味を覚えていますか。
5	自衛消防隊員としてあなたの任務を覚えていますか。
6	非常口の位置と階段の名称を覚えていますか。
7	喫煙について、守らなければならないことを覚えていますか。
8	火気設備・器具を使用の際に守るべきことを覚えていますか。
9	避難器具の設置位置を覚えていますか。
10	屋内消火栓設備を使えますか。
11	防火戸について注意すべきことを覚えていますか。
12	物品などを絶対に置いてはいけない場所を覚えていますか。
確認結果	／12 点

- (3) 効果を確認した結果を分析し、不足していると思われる事項については次回の防火・防災教育で重点的に行う必要がある。

7 訓練

ポイント

訓練は、火災が発生した場合に消防隊が現場に到着するまでの間に、消火設備、避難設備等を活用して迅速・的確に人命の安全確保と災害の拡大防止の措置をとれるようにするものである。

(1) 訓練の実施時期等

実施時期欄には各訓練を実施する月を、備考欄には各訓練について補足する事項があれば記入する。なお、特定用途の防火対象物では、消火訓練と避難訓練をそれぞれ年2回以上実施することが省令第3条で義務付けられている。

(2) 訓練の実施方法

自らの事業所を持たない建物所有者の場合、建物に出向いてテナントと合同で訓練する方法や、共用部分からの出火を想定した訓練をテナントに呼びかける方法又は電子学習教材を活用した方法などが考えられる。

(3) 訓練時の安全対策

ア 訓練指導者は、自衛消防隊長、自衛消防副隊長又は地区隊長など実際に自衛消防隊員を指揮、統括できる者を指定し、訓練時の安全対策を図る必要がある。

イ 訓練実施前には、事前に使用資器材等の点検を行い、訓練に支障がないようにする。

ウ 訓練指導者は、訓練の内容ばかりでなく、訓練に参加する者の体調も把握し、効果的な訓練が行えるようにする。

エ 訓練実施中において、使用資器材等に異常が認められた時は、すぐに訓練を中止するなど安全管理の徹底を図る必要がある。

オ 訓練指導者以外にも、安全を管理する者や補助者を指定し、万全な体制で訓練を実施する必要がある。

カ 訓練終了後、資器材を収納する場合は、自衛消防隊員等の気が緩みがちであることから、訓練指導者は収納作業時の安全を図るよう指示命令する。

(4) 訓練の実施結果

ア 防火・防災管理者は、消防計画による自衛消防訓練を実施したときは、条例第55条の4に基づき「自衛消防訓練実施結果記録書」を作成し、その内容をチェックし検討して、次回の訓練に反映できるようにする必要がある。

イ 自衛消防訓練実施結果記録書は、同条により、訓練を行った日から3年間、保存しなければならない。

8 震災対策について

ポイント

地震その他の災害等による被害を最小限に食い止めるために、災害等に備えた予防対策や災害等が発生したときの活動対策を具体的に定めておく必要がある。

(1) 震災に備えての事前計画

ア 任務分担

建物の点検整備は、巡回等の実態に応じて組織的に点検を行う場合は、任務分担を定めておく。

イ 点検・検査

- ・ 火気設備・器具等からの出火を防ぐには、設備の本体、周囲の状況などを点検し、不備事項を改善しておく。具体的には、自動消火設備が正常に機能するか、燃料容器が転倒防止措置されているかを確認する。
- ・ 地盤が軟弱な地域の建物、老朽化した建物などは、倒壊する危険が高いため、耐震診断、耐震改修を行い、建物の安全を確保する。建物が倒壊しない場合も天井の落下、外壁のタイルのはく離、窓ガラスや看板などの落下、ブロック塀の倒壊などの危険を取り除くことが必要である。
- ・ オプション資料の家具・じゅう器等の転倒・落下・移動防止対策チェック表を活用し、家具・じゅう器等を固定する。
- ・ 危険物を貯蔵又は取り扱う事業所は、危険物の種類、数量、施設の規模、設備の形態等に応じた対策を立てる必要がある。特に、危険物品、化学薬品、高圧ガス等の転倒、落下による漏えい、混合発火の防止措置や送油管等の緩衝装置の機能確認、高架タンク等の落下防止措置を講じておく。

ウ 消火器等の準備と適正管理

地震時には火災が同時に多発することが予想されるため、消火器等が指定された場所に常備されているか確認しておく。

エ 資器材・非常用物品の準備と点検整備

消防隊が到着する前に初期消火や救助・救護を効果的に行うため、必要な資器材を準備しておく。

非常用物品として準備しておく便利なもの

種 別	品 名
応急手当用品	①医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、整腸剤、止血剤、ばんそうこう等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木等
救出作業用資器材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ろうそく、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、運動靴）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、光ディスク
その他	（事業内容に応じ）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等

オ 危険実態の把握

ハザードマップ等の入手方法

- ・ 国土交通省ハザードマップポータルサイト <https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・ 東京都防災ページ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>
首都直下地震による東京の被害想定を掲載
- ・ 東京都都市整備局 <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>
あなたのまちの地域危険度等を掲載
- ・ 東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>
東京消防庁電子図書館に地域別出火危険度等を掲載
- ・ その他、区市町村によっては、避難場所等を掲載した防災マップを作成、配布している。

カ 安全避難の確保と点検

(ア) 火災や津波の危険が予想された場合に適切に避難を開始できるように、平素から避難場所を

確認し、避難方法等を定めておく。

(イ) 区部の避難場所等は、東京都震災対策条例に基づき、東京都が指定している。

なお、多摩地域では、市町村が各市町村の地域防災計画に基づき避難場所等を指定している。

キ 周辺地域との連携・応援協定に基づく訓練

(ア) 所有する建物と隣接する建物や防災市民組織、住民等と連携し、消火作業や救出、救護活動を行い、被害を最小限に抑える。

(イ) 事前に協定を取り決めておくなど、震災時に効果的に相互支援を行える体制を構築する。

(ウ) 応援協定等を締結している場合は名称、締結日を記入する。

ク 従業員等への教育・訓練

(ア) 新入社員が入社する時期や防災の日（9月1日）などの機会を捉えて訓練を定期的実施する。

(イ) 訓練は、地震による被害想定に基づき、必要な人員、物資、資器材及び活動要領など、実践的な内容で行うようにする。

(2) 震災時の活動計画

ア 震災時の任務分担

大規模な地震発生時は、人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、災害時における指示命令系統に混乱をきたすことが予想される。そのため、実態に応じ柔軟に対応できる体制を構築する。

イ 出火防止対策

地震による被害を最小限に抑えるために、日頃から共用部分の整理整頓を行い、二次災害の防止に努める。

ウ 危険物等に対する緊急措置

危険物等を貯蔵し、取り扱う場合は、あらかじめ危険物等の漏えい時の拡大防止措置、回収方法、火災等の二次災害防止措置、資器材の準備と調達方法、災害時の事業所間の応援協定などを定めておく。

エ 初期消火

火災の状況を速やかに把握できる体制を構築し、入居する事業所と連携し初期消火活動を行い、被害の拡大を防止する。

オ 初期救助・救護

大規模な地震時は、同時に多くのけが人や救助事案が発生することが予想されるが、交通障害等により、消防機関が平常時のような救助・救急活動を行うことが困難になることから事前の教育、訓練が必要となる。

カ 被害状況の確認

(ア) オプション資料の施設の安全点検のためのチェックリストを活用し、被害状況等を正確に把握し、確実に責任者（管理権原者等）に報告する。責任者は、正確な情報を素早く入手するとともに、集約した情報を、その後の活動に反映させる。

(イ) 情報の混乱を防ぐため、入手した情報を取りまとめる場所や情報連絡者を定め、情報の整理確認を行う。

キ 施設内待機の判断及び指示

管理権原者は、オプション資料の施設の安全点検のためのチェックリストによる確認結果を踏まえ、地震後に施設内に待機することが可能か判断し、入居する事業所と情報の共有を行う。

ク 避難場所等への誘導

(ア) 管理権原者は、施設へ安全に留まることができないと判断した場合は、入居する事業所と連携し、一時滞在施設又は避難場所等へ誘導する。一時滞在施設の開設情報は、地震後、東京都や市区町村のホームページ又はマスメディア等から収集することが可能である。

【一時滞在施設とは】

大規模災害の発生時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会報告書より）

(イ) 地震による火災の延焼拡大や津波の来襲、高潮による浸水等により地域全体が危険になった場合は、入居する事業所と情報共有を図り、あらかじめ定めた避難場所等に速やかに避難する。火災や津波の危険が予想された場合に適切に避難を開始できるように、事前に避難場所、避難方法を定めておく。

【避難場所とは】

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所で、その広さは火災によるふく射熱から身を守るために、おおむね10ヘクタール以上が必要とされている。

- ・ 避難場所の指定（確認）

東京都都市整備局ホームページ

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/hinan/index.htm>

ケ 周辺地域と連携した活動の実施

大規模な地震時は、次のような同時多発火災の発生や道路の通行障害等により、消防機関による十分な活動が期待できなくなるおそれがある。そのため、入居する事業所と連携し、火災の拡大防止やけが人の救出救護などにおいて、地域住民と協力した連携活動を積極的に実施する。

- ・ 火災及び死傷事故の多発
- ・ 電話等通信施設のまひによる火災等の発見、通報の遅れ
- ・ 家屋、塀などの倒壊、交通信号のまひによる道路の交通障害
- ・ 道路の亀裂による消火栓等の消防水利の使用障害
- ・ 災害の同時多発による消防部隊の活動上の制約

コ 従業員等・家族等の安否確認

各事業所周辺地域の被害状況などを安否確認時に併せて情報収集し、地震被害の全体像の把握に努めるとともに、収集した情報については、従業員等に伝達するようにする。

サ その他必要な措置

東京都が作成・公表する地震の被害予測や区市町村が作成するハザードマップ等を活用し、津波、液状化、崖崩れ、堤防の損壊等の危険性を把握し、必要な活動内容を定めておく。

(3) 施設再開までの復旧計画

ア ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

震災時は、ガス、電気等のライフラインが途絶することが予想されるため、代替資源等として次のようなものを確保しておく必要がある。

ガ	ス	プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ・ボンベ等		
電	気	自家発電設備、蓄電池設備、携帯電話用電池等		
上	下	水	道	受水槽、井戸、貯水池、浄水装置、水中ポンプ、簡易トイレ等

イ 火気・電気に起因する二次災害の発生防止・危険物に起因する二次災害の発生防止

電気、ガス等の供給再開時に発生する火災を防止するため、使用再開前に設備、器具に不備がないことを確認する。点検項目は、次のとおりとする。

- ・ 火気設備・器具、電気器具及びブレーカー等のスイッチの状況
- ・ 火気設備・器具及び電気器具等の使用可否の状況
- ・ 電気配線及びガス配管の破損状況、接続状況
- ・ 危険物の漏えい、危険物貯蔵タンク等の傾斜、破損状況

ウ 被害状況の把握

二次災害の発生を防止するため、建築物や建築物内に設置されている付属設備の被害状況、消防用設備等の損壊状況の点検を確実に行う。危険がある場合は、立入禁止措置を行う。

エ 復旧作業等の実施

- (ア) 平常時とは異なり、地震により建築物や設備に思わぬ危険箇所が生じていることがあるため、損壊状況を的確に把握し、作業を行う場合の安全確認を入念に行う必要がある。
- (イ) 作業員に対して、安全な作業方法や出火防止等の教育を行う。
- (ウ) 復旧作業により生じる避難経路の変更等、通常と異なる点について、入居する事業所等と情報共有する。

9 その他の災害対策について

ポイント

大規模テロ、大雨・強風、受傷事故等、火災以外の各種災害についても自衛消防対策を定めておく必要がある。

(1) 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

【大規模テロ等とは】

- ・ 突発的なテロ
- ・ 国民保護法等に定める武力攻撃（予測）事態、緊急対処事態に係る警報の発令
- ・ 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤若しくは毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故が原因により生ずる特殊な災害

ア 事前の備え

在館者の身の安全の確保と確実な避難のため、大規模テロ等に伴う災害についても自衛消防対策を定めておく必要がある。

イ 自衛消防隊の編成と任務・自衛消防隊の活動

- (ア) 火災時の自衛消防隊の編成及び任務を基本とする。
- (イ) 建物内の安全な場所に留まり、行政機関からの指示に従うことが重要である。

(2) 大雨・強風等に係る自衛消防対策

ア 事前の備え

(ア) 大雨・強風等に係る災害について、あらかじめ自衛消防対策を定めておく必要があり、事前の対策として、日常の定期点検、正確な情報の収集手段の確保、資器材等の定期点検等が必要である。

(イ) ハザードマップ等の入手方法

- ・ 国土交通省 川の防災情報のホームページ <https://www.river.go.jp>
- ・ 東京都建設局のホームページ（電子データのダウンロード可能）
https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyoy/river/chusho_seibi/index/menu03.html
- ・ 東京都下水道局のホームページ
<https://www.gesui.metro.tokyo.lg.jp/living/a3/inundation/index.html>
- ・ 東京都水防災総合情報システムのホームページ
<https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html>
- ・ 関連区市町村で閲覧
- ・ 流域内の各建設事務所にて閲覧
- ・ 東京都庁第一本庁舎3階都民情報ルームにて閲覧（都内在住・在勤に限り、貸出可能）

イ 自衛消防隊の編成と任務・自衛消防隊の活動

(ア) 火災時の自衛消防隊の編成及び任務を基本とする。

(イ) 大雨・強風の場合は、被害が発生してから活動を開始しては遅すぎることもあるため、いち早く被害を把握できるように、定期的に巡回を行うことが重要である。

(ウ) 局地的な豪雨の場合、地下室に大量の雨水が侵入する危険があることから、浸水危険のある場合の対応について定めておく必要がある。

(3) 受傷事故等の自衛消防対策

ア 事前の備え

災害には至らない、受傷者、急病人の発生の場合でも、自衛消防隊の応急救護班が活動することが有効であるため、事前の備えとして救命講習の受講促進や応急救護資器材の定期的な点検について定める。

イ 自衛消防隊の編成と任務・自衛消防隊の活動

火災時の自衛消防隊の編成を基本とし、受傷事故発生時の自衛消防隊の編成及び任務について定めるとともにその活動について定める。

(4) その他の自衛消防対策

ア ガス漏えい事故防止対策

ガス漏れ火災警報設備が設置されている対象物は、ガス漏えい時の対策を必ず定める。それ以外を対象物でも、通常の火災時の活動と異なるので、別に定めておく。

イ 停電発生時の出火防止対策

停電発生時に伴う対応として、非常電源の機能確保やエレベーター等の閉じ込め防止等の事前の備え及び停電復旧時に備えた出火防止措置等の対応策を定めておく。